

藤枝市情報公開条例及び藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(藤枝市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 2 章中「第 2 節 不服申立て」を「第 2 節 審査請求」に改める。

第 1 8 条本文中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 2 0 条において同じ。）を取り消し、又は変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

第 1 9 条第 1 号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行政不服審査法第 2 4 条」を「行政不服審査法第 1 3 条」に改め、同条第 2 号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第 3 号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第 2 0 条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第 2 2 条第 4 項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「申立て」を「請求」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第 2 5 条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(藤枝市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 藤枝市個人情報保護条例（平成15年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第2章中「第3節 不服申立てに基づく諮問等」を「第3節 審査請求に基づく諮問等」に改める。

第32条本文中「又は利用停止等決定等」を「若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第34条において同じ。）を取り消し、又は変更し」を「審査請求の全部を認容し」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部の訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の」を「審査請求の全部を認容して」に改め、同条第4号中「又は決定」を削り、「不服申立てに係る利用停止等決定等（利用停止等請求に係る個人情報の全部の利用停止等をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の」を「審査請求の全部を認容して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第33条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「行政不服審査法第24条」を「行政不服審査法第13条」に改め、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第34条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第37条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第38条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第40条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。